

平成 26 年度 岐阜工業高等専門学校シラバス				
教科目名	電気法規	担当教員	大脇 義徳 (非常勤)	
学年学科	5 年 電気情報工学科	後期	選択	1 単位
学習・教育目標	(D-2 社会技術系) 100%		JABEE 基準 1 (1) : (d)	
授業の目標と期待される効果： これまでの電気関連科目の知識をもとにして、電気を供給する者、電気工事をする者、電気機器を製造する者、および電気を使用する者に対する規制を修得する。 以下に具体的な学習・教育目標を示す ① 電気事業法を理解する ② 電気工作物に関する規則を理解する ③ 電気設備技術基準を理解する ④ 電気法規を理解する ⑤ 電気主任技術者制度を理解する ⑥ 電気施設管理を理解する		成績評価の方法： 定期試験を 100 点 + 課題提出 25 点とし、総得点率 (%) によって成績評価を行なう 達成度評価の基準： 電気主任技術者および電気工事士の国家試験、教科書等の演習問題と同等レベルの問題を試験等で出題し、6 割以上正答のレベルまで達していること成績評価への重みは均等である ① 電気事業法についての説明問題を 6 割以上できる ② 電気工作物に関する規則についての説明問題を 6 割以上できる ③ 電気設備技術基準についての説明問題を 6 割以上できる ④ 電気法規についての説明問題を 6 割以上できる ⑤ 電気主任技術者制度についての説明問題を 6 割以上できる ⑥ 電気施設管理についての説明問題を 6 割以上できる		
授業の進め方とアドバイス： 授業は、教科書と板書を中心に行うので、各自学習ノートを充実させること。授業は、教科書の音読により知識を習得するとともに、法律用語や法文の読み方を示すので、復習を行うこと。				
教科書および参考書： 電気法規と電気施設管理 平成 26 年度版(竹野正二著・東京電機大学出版局)				
授業の概要と予定：後期				
第 1 回：電気事業法の特性と電気法規の変遷				
第 2 回：電気法規一般				
第 3 回：電気法規の必要性和現行法規の体系				
第 4 回：電気事業法				
第 5 回：電気事業に関する規則				
第 6 回：電気工作物に関する規則				
第 7 回：電気主任技術者制度				
第 8 回：電気設備技術基準				
第 9 回：電気設備技術基準の基本事項				
第 10 回：発変電所の技術基準				
第 11 回：電線路の技術基準				
第 12 回：電気使用場所における電気工作物への技術基準				
第 13 回：その他の電気法規				
第 14 回：電気施設管理(その 1)				
第 15 回：電気施設管理(その 2)				
期末試験				
第 16 回：フォローアップ (期末試験の解答の解説など)				